



## 資料3 子育て部分休暇の新設について

- ◆ **概要** 子の小学校就学後も部分休業と同様に取り扱うことができる子育て部分休暇を無給の休暇として導入する勤務時間条例の改正案を令和4年3月定例会に提出します。
- ◆ **目的** 本市は、若い職員が増加しており、今後、安心して子育てをしながら職務に専念できるよう、働きやすい職場環境づくりを一層推進していくものです。
- ◆ **内容 (背景)** 法律で定める部分休業とは、職員が未就学の子を養育するために2時間を超えない範囲で、自身の出勤時間を請求し、上司に承認をもらう制度です。部分休業取得時間は、給与から減額されます。  
今回新設する「子育て部分休暇」は、無給の休暇であり、小学校6年生までの子を持つ職員は取得可能となります。
- ◆ **対象** 小学1～6年生までの子を持つ職員
- ◆ **セールスポイント**
  - ・ 県下初、小学校就学後も部分休業と同様の取扱いを可能とする「子育て部分休暇」を新設します。
  - ・ コアタイムなしの「フレックスタイム制」(昨年4月開始)、育児等を理由にやむを得ず退職した職員の復職を可能とする「キャリア・リターン制度」(同年10月開始)と合わせて、「綾瀬市版 持続可能な働き方3制度」とし、職員の柔軟な働き方を推進し、新たな人材確保につなげます。
- ◆ **その他 (注意事項)** 勤務時間条例の改正案については、「資料4 市議会3月定例会について」にある議案を御確認ください。

